2．実施方針

(1)　今後、当面は、運輸事業者自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者における当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

(2)　本方針に沿って作成した運輸安全マネジメント評価実施要領に基づき、経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に、国土交通省が定める「運輸事業における安全管理の進め方等に係るガイドライン」等に基づき、実施する。その際、総合的な把握及び分析に努める。

(3)　実施方法等について継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に実施方法等の見直し及び改善の状況の報告を行う等する。

(4)　報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対する説明等の措置を行うとともに、その概要を取りまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。

(5)　上記(1)～(4)に従い、年間120から150事業者程度を目安として計画的かつ効率的に実施する。

3．その他

(1)　本方針は、平成22年4月1日より適用する。

(2)　本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。

(3)　緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。

○国土交通省告示第千二百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七廻谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県坂井市丸岡町坪江

一八字谷口　一番

二番

三八字七廻り谷　一番から一七番まで

一二番地先国有地

一七番地先国有地

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県坂井市丸岡町坪江

四番　一号

二番　二号

三八字七廻り谷　一七番　三号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大黒野三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十一年建設省告示第六百六十三号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

福井県勝山市北郷町

伊知地

二字小黒野　七〇番　一号及び二号

八〇字大黒野　八番　三号

一〇番　四号

九番地先道路敷　十号

七九字大黒野口　二二番　十一号

二九番　十二号

二〇番　十三号から十五号まで

東野

六五字大黒野　三番　五号及び六号

六四字大久保　九番一　七号及び八号

七番　九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白狐保三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県越前市

中津山町

六三字鶴谷　一番及び二番

三番一及び三番二

四番一及び四番二

五番一及び五番二

六番一及び六番二

七番一から七番四まで

八番一及び八番二

九番一及び九番二

一〇番一及び一〇番二

一一番

一二番一及び一二番二

一三番一及び一三番二

一四番一から一四番四まで

一五番一及び一五番二

一六番一及び一六番二

一七番一及び一七番二

一八番一及び一八番二

一九番一及び一九番二

二〇番一及び二〇番二

二一番一及び二一番二

二二番及び二三番

二四番一及び二四番二

二五番及び二六番

二七番から三〇番まで

三一番一から三一番八まで

三二番から三八番まで

国中町

七五字鴨谷　一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県越前市中津山町

六四字白狐保　二四番　一号から五号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第七百二十号及び昭和三十四年建設省告示第二千二十八号で指定した八幡川の土地の区域を除く。）

福井県三方上中郡若狭町能登野

八五号桃木谷　一七番　一号

一八番　二号及び四号

一八番地先道路敷　三号

二〇番一　五号

二一番　六号

三六番　七号

八四号市ノ庄　四二番　八号

三四番一　九号

○国土交通省告示第千二百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大長作沢の一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第七百四十六号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県北都留郡小菅村字吉原

四六九番一　一号から十一号まで

○国土交通省告示第千二百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒田川第二支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域